

令和6年度

地震による家具の転倒を防ぎましょう

— 取り付けを代行します —

～御坊市家具転倒防止金具取付事業補助金のご案内～

日本では、毎年のように地震が起っています。その中でも阪神淡路大震災（1995）、東日本大震災（2011）、熊本地震（2016）、大阪北部地震（2018）、北海道胆振東部地震（2018）能登半島地震（2024）等の大きな地震が起きており、多くの方が怪我をしたり、お亡くなりになっています。

その死亡原因の大半が、家具の転倒による窒息死・圧死でした。

災害時において、このような被害が起きないようにするために、家具転倒防止金具の取付けをご検討ください。

【申請期間】

令和6年4月1日（月）～ 令和7年1月31日（金）

※家具転倒金具の取付けが、令和7年2月28日（金）までに完了出来る方に限ります。

【対象世帯】

御坊市内に住所があり、ご自身では家具の固定が困難な方で、以下の条件に一つでも当てはまる方

- ①満65歳以上の者のみで構成する世帯
- ②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、和歌山県療育手帳を受けている者のみで構成する世帯
- ③その他（市長が特に必要と認める世帯）
例：①及び②に該当する者のみで構成する世帯



【対象家具数】

1世帯につき、3竿以内（たんす、食器棚、本棚等を対象）

【補助金額】

1世帯あたり 9,500円を上限とし、超えた金額は**自己負担**となります。

補助金活用された大半の方が、**自己負担ゼロ**となっています

御坊市では家具転倒による被害を減らすため、家具転倒防止金具の取付け支援を行っています。「家具は、必ず倒れるもの」と考え防災対策を講じましょう。

補助事業の手続きの流れ

① お申し込み

家具転倒防止金具取付を希望される方は、市役所防災対策課（4階①窓口）までお越しいただき、申請手続きを行います。
また、電話相談（☎23-5528）も承っています。

【必要書類】

申請者は、申請手続き時に、申請書・誓約書・請求書などの書類を作成します。

※令和4年度から、書類に押印は不要となりました。



② 日程調整

現場調査日及び取付日等は、事業者（御坊市シルバー人材センター）から事前連絡がありますので、日程調整を行ってください。

【現場調査】

事業者が、ご自宅に伺い、家具の状況や金具の取付け位置の確認及び費用の見積りを行います。



御坊市が指定した事業者
（御坊市シルバー人材センター）

③ 取付け作業・お支払い

事業者が、後日、金具の取付け作業を行います。

取付費用が9,500円を超えた場合、超えた金額を事業者にお支払いください。


【注意事項】

- 1 金具の取付けに際して、家屋又は家具に発生した傷等については、市及び事業者の責めに帰すべき事由と認められる場合を除き、市及び事業者は、その損害賠償の責めを負いません。
- 2 固定された家具が転倒したこと等より被害又は損害が生じても、市及び事業者は、その損害賠償の責めを負いません。

【お問い合わせ先】

〒644-8686 御坊市藪 350 番地2
御坊市役所 防災対策課

ロゴフォームにて補助金の相談を受け付けておりますので、二次元コードを読み取り、ご活用ください。

 **0738-23-5528**

